

写

答 申 書

(平成27年1月29日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

(概 況)

医療の高度化や急速な高齢化の進行によって医療費が年々増加する中、国民皆保険制度の基盤をなす国民健康保険制度は、被保険者に低所得者や高齢者を多く抱え、さらに退職、失業等による被用者保険から離脱した無職の世帯が増加するなど、全国的に運営は厳しい状況にある。

このような制度の構造的な問題を解消するため、国の社会保障と税の一体改革において持続可能な医療保険制度の在り方が議論され、都道府県への保険者の移行、国保への財政支援措置の拡充、低所得者の保険料負担を軽減する措置等が実施される見通しとなっている。

鳥取市の国保事業の運営も全国的な状況と同様、平成21年度には、基金を全て取り崩したうえでなお赤字決算となり、平成22年度予算からの繰上充用を余儀なくされ、県から資金貸付けを受けたほか、平成22年度には一般会計から多額の法定外繰り入れも受けるなど厳しい財政状況にあったが、平成22、23年度には2年連続で保険料率の増額改定を実施し、単年度黒字へ転換した。

平成24年度には機構改革により徴収体制を強化し、低迷する保険料収納率を向上させるための対策を講じたことにより、保険料収入の確保が見込める状況となった。併せてジェネリック医薬品の利用勧奨、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などの医療費適正化に重点的に取り組むことにより、平成23年度以降は、保険料率を引き上げることなく安定的な運営が図られている。

その結果、国保運営準備基金の財高が7億5千万円となり、不測の支出に備えて恒常的に保有すべき基金の額（過去3か年の平均保険給付費の5%）を確保するに至っている。

このような経過と現状を踏まえ、今後の鳥取市の国保事業の運営に関する諮問について、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

1 保険料の賦課限度額について

「平成 27 年度税制改正の大綱(平成 27 年 1 月 14 日閣議決定)」に基づき、平成 27 年度の国民健康保険料の賦課限度額は、基礎賦課額（医療分）が 5 2 万円（現行 5 1 万円）、後期高齢者支援金分保険料が 1 7 万円（現行 1 6 万円）、介護納付金分が 1 6 万円（現行 1 4 万円）に引上げる政令改正が行われる予定である。

鳥取市の賦課限度額に係る諮問については、中間所得層の負担軽減に資するとする国の社会保障制度改革の趣旨を踏まえ、政令が改正された場合は、諮問どおりとすることが適当である。

(賦課限度額)

賦課限度額を国の改正に合わせて、以下のとおりとする。

- ・基礎賦課額（医療分） 5 2 万円（現行 5 1 万円）
- ・後期高齢者支援分 1 7 万円（現行 1 6 万円）
- ・介護納付金分 1 6 万円（現行 1 4 万円）

※参考 賦課限度額の推移

(単位：千円)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
国	基 準	4 7 0	5 0 0	5 1 0	5 1 0	5 1 0	5 1 0
鳥取市	実 績	4 7 0	5 0 0	5 1 0	5 1 0	5 1 0	5 1 0
	国 基 準 と の 差	0	0	0	0	0	0

後期高齢者支援金分

(単位：千円)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
国	基 準	1 2 0	1 3 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 6 0
鳥取市	実 績	1 2 0	1 3 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 6 0
	国 基 準 と の 差	0	0	0	0	0	0

介護納付金分

(単位：千円)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
国	基 準	1 0 0	1 0 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 4 0
鳥取市	実 績	1 0 0	1 0 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 4 0
	国 基 準 と の 差	0	0	0	0	0	0

2 保険料率について

平成27年度の鳥取市の国民健康保険事業は、被保険者数の減少などの要因によって保険給付費の支出額が減少する見通しであること、併せて国の財政支援の拡充が確実な状況となったことから、現行の保険料率であれば保険給付費の支出に関しては余剰が生じる見込みであるという試算が示された。

また、財源不足が続いていた後期高齢者支援金及び介護納付金については、過去の精算により、一時的に納付額が減額される見込みであることから、各区分の保険料率を引き上げることなく拋出が可能であるとの見通しであった。

これらの状況をもとに、平成27年度の保険料率について検討した結果、国保運営準備基金の保有額が一定の規模に達し、かつ収支の均衡が図られる現状においては、可能な限り被保険者の保険料負担感の解消に努めるべきであり、諮問どおり保険料率を引き下げることが適当である。

(保険料率)

平成27年度の保険料率を以下のとおりとする。

保険給付費分

現 行			
所得割	資産割	均等割	平等割
7.90%	16.80%	23,800円	27,200円

平成27年度			
所得割	資産割	均等割	平等割
7.20%	16.40%	23,000円	26,000円

後期高齢者支援金分

現 行			
所得割	資産割	均等割	平等割
2.60%	4.40%	8,500円	6,500円

平成27年度			
現行どおり			

介護納付金分

現 行			
所得割	資産割	均等割	平等割
2.20%	4.40%	9,000円	6,200円

平成27年度			
現行どおり			

当協議会の意見として

平成27年度の鳥取市の国民健康保険費特別会計は、保険給付額の減少や国の財政支援の拡充等の要因が重なり、保険料率の引き下げが可能な見通しが示されたことは、当協議会としても望ましい状況であると考えている。

しかしながら、医療費の増大や景気の影響等に左右されやすい国保制度の性質上、今後とも危機感を維持しながら国保事業の安定的な運営に努めることが求められる。

また、諮問事項の審議経過において、低所得世帯にとっては国保料の負担感は依然として重く、保険料のさらなる軽減のために、疾病の予防・重症化対策を重点的に取り組む必要があるという強い意見もあり、今後とも医療費の増加を抑制する努力が必要である。

これらの状況を踏まえ、当協議会は、今後の財政の健全化及び被保険者のさらなる負担軽減のため、収支両面にわたる効率的かつ効果的な取組みに一層努められるよう、意見を申し述べる。

- 1 国保制度が持つ構造的な問題の解消と制度の維持・存続に向けた抜本的な改革に引き続き取り組むとともに、社会保障と税の一体改革において示されている国保の運営主体の都道府県への移行に際しては、保険料負担の軽減と地域間格差の平準化につながるよう国・県等へ強く要望すること。
- 2 被保険者に不公平感が生じないよう保険料の徴収体制の強化、強制徴収の実施などに引き続き努力し、収納率のより一層の向上を図ること。
- 3 鳥取市の国保財政の健全化と被保険者の負担軽減を両立させるためには、国保のみならず、医療費全般の抑制に向けた取り組みが不可欠であるため、以下に掲げる事業について、より一層の充実を図ること。
 - (1) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及・促進に引き続き努め、医療費の適正化を総合的に推進していくこと。
 - (2) 被保険者の健診データ、レセプトデータなどを活用した重症化予防、適正受診など保健事業の推進を図ること。
 - (3) 特定健康診査・特定保健指導について、十分な周知を図り、受診率・実施率の向上に努め、関係機関と連携して医療費の適正化及び市民の健康の保持・増進に努めること。